

健康増進施設の厚生労働大臣認定制度の概要

根 拠	健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)		
認定を行う者	厚生労働大臣		
認定期間	10年間		
施設類型	運動型	温泉利用型	温泉利用プログラム型
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ①有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置(トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部) ②体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置 ③健康運動指導士その他運動指導者等の配置 ④医療機関と適切な連携関係を有していること ⑤継続的利用者に対する指導を適切に行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥健康増進のための温泉利用を実践するための設備の配置(全身及び部分浴槽、圧注浴槽又は気泡浴槽、蒸気浴設備又は熱気浴設備等) ⑦温泉利用指導者の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ①体重・血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置のための設備の配置 ②温泉利用プログラムを実践するための設備の配置 ③温泉入浴指導員の配置 ④医療機関と適切な連携関係を有していること
認定施設数	343施設	29施設	3施設
医療費控除の有無	有	有	無
医療費控除制度の概要	<p>指定運動療法施設において、かかりつけ医師の処方箋に基づき運動療法及び温泉療法を行う際、その施設の利用料等について所得税の医療費控除の対象となる。</p>		/
指定運動療法施設認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ①厚生労働大臣認定健康増進施設であること ②健康運動指導士及び健康運動実践指導者が配置されていること ③提携医療機関の担当医が健康スポーツ医(日本医師会資格)等であること ④1回毎の施設利用料金が5千円以内に設定されていること ⑤会員以外の者に運動療法等のための利用を認めること等 		/
指定運動療法施設数	154施設	3施設	/

※施設数はH17.8.1現在